

大阪市中之島 3 丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例案

大阪市中之島 3 丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成11年大阪市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他
これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」
を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に、「建
築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第 3 項中「には、」
を「には、エレベーターの昇降路の部分又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定（「もの
の住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の
住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、
市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市中之島 3 丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (抄)

(建築物の容積率の最高限度)

第 5 条 省 略

2 前項、第 6 項及び第 7 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるものの住宅**又は老人ホーム、福祉ホーム**その他これらに類するもの（以下この項において「**老人ホーム等**」という。）の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供**若しくは**

する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅**及び老人ホーム等**の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅**及び老人ホーム等**の用途に供する部分の床面積の合計の和）の 3 分の 1 を限度として算入しない。

3 第 1 項、第 6 項及び第 7 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積**若しくは**

は、算入しない。

4 - 7 省 略